

さいたま市告示第311号

さいたま市水道局告示第16号

平成21・22年度のさいたま市及びさいたま市水道局が発注する建物管理等、警備及び清掃の業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する格付の方法を定めたので、次のとおり公表します。

平成21年3月25日

さいたま市長 相川 宗一

さいたま市水道
事業管理者 浅子 進

1 格付の方法

格付は、2に定める資格審査数値を基に、3に定める格付基準に従って、業務ごとに行うものとする。

2 資格審査数値

資格審査数値は、次に掲げる項目ごとに示した表にある区分の対応する数値を合計した総合数値とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合のうち、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る業務の官公需適格組合（以下「組合」という。）の算出方法の特例の適用を希望する者については、次に掲げる項目ごとに、当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の合計値を用いて算出するものとする。

- (ア) 年間平均売上高
- (イ) 自己資本の額
- (ウ) 流動比率
- (エ) 自己資本比率
- (オ) 従業員数
- (カ) 障害者雇用状況

(1) 平均売上額

売上額	20億円以上	15億円以上 20億円未満	10億円以上 15億円未満	7億円以上 10億円未満	4億円以上 7億円未満	3億円以上 4億円未満
数値	35	33	31	29	27	25

売上額	2億円以上 3億円未満	15千万円以上 2億円未満	1億円以上 15千万円未満	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満
数 値	23	21	19	17	15	13
売上額	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	5百万円未満	/
数 値	11	9	7	5	3	

(2) 自己資本の額

自己資本の額	1億円以上	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満
数 値	15	14	13	11	9	7
自己資本の額	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	1百万円以上 5百万円未満	0円以上 1百万円未満	マイナス資本	/
数 値	5	3	2	1	-2	

(3) 流動比率

流動比率	150以上	130以上 150未満	110以上 130未満	90以上 110未満	70以上 90未満	70未満
数 値	15	12	9	6	3	1

(4) 自己資本比率

自己資本比率	50以上	40以上 50未満	30以上 40未満	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
数 値	15	12	9	6	3	1

(5) 従業員数

従業員数	300人以上	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	10人以上 50人未満	10人未満
数 値	10	8	6	4	1

(6) 営業期間

営業期間	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	1年未満
数 値	10	8	6	4	2	0

(7) 障害者雇用状況

雇用状況	雇用率 1.8%以上	雇用率 1.8%未満
数 値	5	0

雇用率1.8%以上とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率を達成していることをいう(雇用義務はないが雇用している場合を含む。)

(8) ISO認証取得

認 証 取 得	9000シリーズ		14000シリーズ	
	有	無	有	無
数 値	5	0	10	0

3 格付基準

格付	基準
A	資格審査数値が70点以上
B	資格審査数値が50点以上70点未満
C	資格審査数値が50点未満